

<2019年度 特許補助金制度に関する Q&A> (第1版)

対象となる特許出願について

- Q1. 発明の技術分野が多能性幹細胞関連から少し遠いものでも、申請出来ますか？
- A1. 発明内容が、適当であるかどうかの判断に迷われる場合も、申請いただけます。個別の発明内容について、多能性幹細胞との関連がどの程度あるのか、本制度の目的に沿うものかどうかを、弊社選定基準にて個別に判断をさせていただき、採否をご連絡いたします。なお、申請いただく前に個別にお問い合わせいただいても結構です。
- Q2. これから特許出願をしたい発明があるのですが、申請出来ますか？
- A2. 申請いただけます。ただし、採択された場合は 2020 年 1 月 31 日までに第一国出願手続きを完了してください。

他大学・他企業との共同出願について

- Q3. 他大学・他企業との共同特許出願について、申請したいと考えていますが可能ですか？また、採択された場合の条件を教えてください。
- A3. 他大学・他企業と共同で特許出願されたものについては、何点か確認させていただきたい事がありますので、申請前に一度お問い合わせください。また採択された場合の条件等も、共同出願の内容により対応が異なりますので、お問い合わせいただいた際に内容を確認の上、ご説明いたします。

対象となる費用について

- Q4. 申請したいと考えている特許出願は、現在日本での特許出願手続きは完了していますが、今後の外国出願についてどこまで進めていくか決まっています。もし本制度で採択されるなら、外国出願を進めたいと考えていますが、PCT 出願費用や各国出願費用も対象となりますか？
- A4. 対象となります。既に完了している日本での特許出願手続き費用に加え、今後発生予定の PCT 出願費用や各国出願費用も対象に、総額で最大 200 万円まで補助します。さらに、発明内容によりましては、採択通知後、200 万円を超える支援についてご相談することもあります。
- Q5. 採択された場合、補助金の支払はどのような手順となりますか？
- A5. 案件に応じた手続きとなりますので、個別に説明させていただきます。

- Q6. 申請したいと考えている特許出願は、昨年度既に日本での特許出願手続きを完了しており、今後は PCT 出願後、各国移行出願を予定しています。しかし、事務／経理の都合上、昨年度以前に処理が完了した特許出願費用について、補助金としていただくことが出来ません。そこで、今後の PCT 出願費用及び各国移行出願費用のみについて、補助していただく事は可能ですか？
- A6. 可能です。採択者のご都合を最大限考慮して対応いたします。

制度について

- Q7. これから特許出願予定の発明がありますが、2020 年 1 月中に出願手続きが終わる目途がたちません。来年度に申請したいと考えていますが、来年度も本制度を継続されますか？
- A7. 来年度以降も本制度を継続する予定です。

採択者の義務について

- Q8. 採択の通知と併せて、契約書案の内容を確認しました。契約条件の一部について修正を希望しています。検討していただくことは可能ですか？
- A8. 原則としては対応いたしかねますが、個別に検討させていただきます。

他機関からの支援金等の受け取りについて

- Q9. 科学技術振興機構様（以下、JST 様）の権利化支援を活用し、既に外国特許出願費用の一部を支援いただいています。このうち、日本の特許出願費用、JST 様の支援を受けていない外国特許出願費用、また、JST 様の支援を受けている 8 割を除いた残り 2 割分の費用について、この特許補助金制度を利用したいと考えています。可能ですか？
- A9. いずれも申請可能です。ただし JST 様支援外の費用についてのみ、本制度補助金の対象と致します。